

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び同月〇日付けで同人に対してした同法による休業補償給付を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、配管工として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、C所在のD会社が元請として施工するE工事現場（以下「本件工事現場」という。）において、3次下請業者である会社の作業員として、脚立の上で配管の接続作業を行っていたところ、その付近でエアガンを用いて配管の清掃作業を行っていた別の下請業者であるF会社の作業員（以下「加害者」という。）に臀部をエアガンで撃たれたため、呼吸困難となり、脚立から転落した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、G病院に救急搬送され、「急性腹症、胃腸管穿孔破裂、外傷性結腸穿孔」（以下「本件傷病」という。）と診断され、大腸を全摘し、小腸の端を体外に出し、パウチを取り付ける手術を受けたが、人工肛門となった。

- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、これらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、請求人が本件各処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件災害は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、本件工事現場において、請求人が脚立の上で配管の接続作業に従事していたところ、近くでエアガンを用いて配管の清掃作業を行っていた別の下請業者の作業員である加害者が、請求人の臀部にエアガンを向けて噴射したことから、発生したものであると認められる。

(2) そこで、まず、本件災害につき、業務遂行性が認められるか否かについてみると、請求人は、「加害者から1回目に撃たれたとき、脚立に上がり配管を接続する作業を行っていた。その後、再び脚立に上り配管の接続を始めた後、再度エアガンで撃たれた。」旨述べ、加害者も、「請求人が脚立に上り、配管の取付作業を行っていたのを見かけ、目の前に請求人の尻が見えたので、咄嗟に1回エアガンを撃った。請求人は、そのまま配管の取付作業を始めたので、もう1回エアガンで撃った。」旨述べていることから、本件災害発生時において、請求人は脚立に上り配管の取付作業に従事していたことが認められ、業務遂行性があったものと判断される。

(3) 次に、本件災害につき、業務起因性が認められるか否かについてみると、請求人は、別の下請業者の作業員である加害者が本件工事現場において高圧空気を利用したエアガンを用いて配管の清掃作業を行っている付近で、配管の接続作業に従事していたものであり、加害者と協働関係をもって作業を行っているため、作業中において、誤作動、誤操作及び誤使用その他これらに類する原因

によって生じた不慮の災害により、エアガンから噴射される高圧空気を突発的に浴びて思わぬ負傷を被ることは、日常経験的に全く予想し得ないものではないから、請求人の業務にはエアガンの高圧空気によって負傷する危険が内在ないし随伴していたものといえることができる。

そして、加害者は、請求人に向けてエアガンを噴射したことについて、「請求人を脅かしてやろうといった気持ちであった。」と述べていることから、加害者の当該行為はエアガンを誤使用して行った加害者の一方的行為であって、請求人に落ち度は全くなく、請求人の挑発行為ないし自招行為によるものとは認められない。

また、請求人は、「加害者とは友人関係にあり、これまで、プライベートでも仕事上でも口喧嘩などもめたことはなく、本件災害時にも口喧嘩となることはなかった。」旨述べ、加害者も、「請求人とは親しい間柄であり、プライベートで喧嘩をしたことはない。」旨述べていることから、加害者の私的怨恨に基づく行為とみることもできない。

以上に認定した本件の事実関係の下においては、本件災害は、私的怨恨や自招行為その他明らかに業務に起因しないものには該当せず、請求人の業務に内在ないし随伴していた危険が具体化したものと認められ、業務起因性があるものと判断される。

- (4) 以上みたとおり、本件災害は、業務遂行中の災害であり、業務起因性も認められるから、本件災害を原因として請求人に発症した本件傷病は保険給付の対象となるものである。

3 結 論

以上のとおり、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものと認められるから、本件各処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。